

いじめ防止基本方針

すべての生徒が“明峰で輝き”

生き生きと学校生活を送るために

小樽明峰高等学校 いじめ防止基本方針

－ すべての生徒が明峰で輝き、生き生きとした学校生活をおくるために －

●小樽明峰高等学校いじめ問題対策委員会

〔１〕いじめ防止に関する本校の考え方

１．基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり傍観する行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要になる。

本校では、「生きる力としての総合的な能力を育てる学校」「人間教育をつらぬく学校」を学校づくりの基本精神とし、誰もが“明峰で輝く！”高校生活を送れるように多様で豊かな教育実践を進めている。「いじめ」は私達が目指す教育とは相容れないものであり、その防止・解決のためにここに「いじめ防止基本方針」を定める。

２．いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

〈具体的ないじめの様態〉

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止のための組織（別紙1）

（1）名称 小樽明峰高等学校「いじめ問題対策委員会」

（2）構成員

・教頭（委員長） ・生活指導部長 ・各学年主任（3名）
・養護教諭 ・校長（オブザーバー）

（3）役割・任務

ア) いじめ防止基本方針の策定
イ) いじめの未然防止
ウ) いじめへの対応
エ) 教職員の資質向上のための校内研修会の企画・立案
（総務部担当「校内研究会」との連携）
オ) 年間計画の企画と実施
カ) 年間計画進捗のチェック
キ) 各取り組みの有効性のチェック
ク) いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画（別紙2）

5. 取り組みの把握と検証（PDCA）

「いじめ問題対策委員会」は、状況を見ながら基本的には2ヶ月に1回の割合で開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証や必要に乗じた基本方針の見直し等を行う。

[2] いじめ防止

1. いじめ防止のために

いじめの未然防止に当たっては、教育・学習の場である学校・学級（クラス）自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められている。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志は育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めてゆくことが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじはどの学級（クラス）にもどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員が持って取り組まなければならない。

2. いじめ防止のための措置

1. いじめについての共通理解をもつ

- 1) 平素からいじめについての共通理解を図るために、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な共通認識を持てるように徹底してゆく。

- ① いじめは、どの生徒、その学級（クラス）、どの学校にも起こり得るものである
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている
- ⑤ いじめは、その行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑法法規に抵触する
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方の大きな関わりを持っている
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

- 2) いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を持つ。
- 3) 生徒に対して、全校集会やホームルーム活動などで校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成してゆく。
- 4) 常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する。

2. いじめに向かわない態度・能力を育成する

- 1) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てていくことが必要である。

そのために、教職員が生徒達に愛情を持ち、「配慮を必要とする生徒」に対する指導を中心に据え、温かい学級（クラス）経営や教育活動、教育実践を展開してゆく。これにより、生徒達に自己存在感や充実感、自己肯定感を与えることが出来る。その上で、学校生活のあらゆる場面に於いて他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくり、集団づくりを進めていく。

●授業 ●学校行事 ●生徒会行事 ●部活動

- 2) 一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしてゆき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

- 3) ストレスに適切に対処できる力を育むために、部活動をはじめ、運動・スポーツや読書、音楽などで発散したり、誰かに相談するなど、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。
- 4) いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払うために、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

3. わかる授業・楽しい授業づくりを進める

○いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないように分かりやすい授業、楽しい授業を行うように努める。

- 1) 全ての生徒が参加・活躍できる授業の工夫が必要である。それには、お互い尋ねたり、相談したり、気軽に会話できる職員室の雰囲気も大切である。
- 2) 分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間でお互いの授業を見学し合い、その上で、全ての生徒が参加し活躍できるように授業を工夫してゆく。

(公開授業、研究授業の実施)

- 3) 授業アンケートの実施や教員に対する外部研修への参加を勧める。

4. 自己有用感や自己肯定感を育む

- 1) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが出来る機会を全ての生徒に提供する。
- 2) 様々な教育実践場面において、生徒を認める声かけを意識的に行うことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し声かけのタイミングを見逃さないようにすることである。
- 3) 授業においては、「**社会体験学習**」が自己有用感や自己肯定感を育むうえで非常に有効な取り組みである。地域・外部の方々による協力の下、進めていく。
- 4) **サポート推進室登録生徒**については、いじめの対象となりやすい状況にある。様々な支援を通して、教室への復帰・単位の修得をめざすとともに、自己有用感・自己肯定感を育む。

5. 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

○生徒自らがいじめについて学び、取り組む方法として、LHRなどで具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすればよいか等を考えさせていく。

〔3〕早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れる余り訴えることが出来ないことが多い。また自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じる鋭い感性、隠れているいじめの構図に気付く深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも大切である。

2. いじめの早期発見のための措置

〈1〉 早期発見のた めの手立て

●学校の全ての教育活動において、生徒の会話や動きを注意深く観察し「いじめのサイン」を見逃さず、「いじめ」の早期発見に努める。
(別紙 3-1・3-2)

- ①HR担任は、SHRや昼休み、放課後などにおける生徒の動きや会話を観察する。また、個人懇談における生徒との会話から糸口を見つける。日常的には、学級（クラス）内にはどのようなグループがあり、その内外の人間関係がどうであるかという点に気をつける。また、「遊びやふざけのように見えるものの気になる行為があった」などの情報を教職員間で共有する。
- ②教科担任は、授業中の生徒の動きや会話、授業中の生徒同士の反応の様子を観察する。また、授業に向かう際、授業を終えて職員室に戻る際には廊下での生徒の言動に注意を向ける。時には休み時間に教室に居残り、生徒と会話したり様子を観察する。
- ③部活動顧問は、活動中や休憩中における会話に傾聴し、部員以外の生徒間のいじめの情報の入手にも努める。
- ④養護教諭やサポート推進室担当者は、生徒のいじめの訴えを聞くと共に、様々な情報入手に努める。
- ⑤保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について連絡しておくことが重要である。
- ⑥生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、

日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。
また、些細な情報であってもきちんと対応し、担任だけでなく学年集団として共有することも大切である。

⑦保護者懇談会等で、「何かあれば担任に気軽に相談してください!」「担任相談しづらい場合には、学年主任や直接教頭・校長に気軽に相談してください」と相談体制をより広く周知してゆく。

⑧時期を見てアンケートを実施し、状況をつかむ。

〈2〉
相談しやすい
環境づくりを
進める

●生徒達が職員室や保護者へいじめについて相談することは非常に勇気がいる行為である。従って特に、生活指導部長及び校長は、機会あるごとに「いじめ」行為を見たときはすぐに教員に通報するよう呼びかける。チクる（教員や保護者に通報する）ことは、卑怯な行為ではなく、「いじめ」の被害生徒を助ける勇気ある行動であり、全ての生徒が楽しく生活できる安心安全な「いじめのない学校づくり」には大切な行動であることを説明する。

〔4〕いじめに対する対応・措置

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切である。近年の事象を見ると、いじめた生徒が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。従って、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような持続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に人間的信頼回復のきっかけをつかむことが出来ると考える。

そのような事象に関係して生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか?」との相談や訴えが有った場合には真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任をはじめとする学年会、生活指導部などに報告し、いじめ問題対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどしていじめの事実の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が理事会に報告する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等によって直接会ってより丁寧に行う。
- (5) いじめが「犯罪行為」として取り扱われるべきものと認められる場合には、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し対応方針を検討する。尚、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒を定められた期間、別室指導や家庭謹慎とすることより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめ問題対策委員会が中心となって対応する。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取に当たっては、個別に行うなどの配慮が必要である。
- (2) 事実関係を聴取した後には、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めると共に、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。尚、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けることも非常に重要な指導課題であることを忘れてはならない。該当生徒の気持ちに寄り添いながら安心・安全、健全な人格の発達に配慮することが求められる。いじめた生徒も傷ついているという理解が必要だろう。その取り組みに当たっては、複数の教員が連携し、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置を講じる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり同調していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのためには、まずいじめに関わった生徒に対して正確に事実を認識すると共に、いじめを受けた者の立場になってその辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬ振りをする「傍観者」として行動していた生徒に対しても、こうした行為がいじめを受ける生徒にとっては、

いじめによる苦痛だけではなく孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかも知れないという不安を持っていることが考えられることから、全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として問題の解決を図る。全ての生徒が、互いに尊重し認め合う集団づくりを進めるために担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営を行うと共に、全ての教職員が支援し、生徒と他者が関わる中で自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともにいじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワーメントを図る。体育大会や学校祭、社会体験学習・総合表現学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

〔5〕 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込みがあった場合、まず学校として問題の箇所を確認しその箇所を印刷・保存すると共に、いじめ問題対策委員会において、対応を協議し関係生徒からの聞き取り等の調査や、生徒が被害に遭った場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みの対応については、削除要請等、被害に遭った生徒の意向を尊重するとともに、該当生徒・保護者の精神的なケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて外部機関とも連携して対応する。
- (3) 外部関係機関の協力の下、ネットパトロールを実施する。
- (4) 情報モラル教育を進めるために教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- (5) 学校での校則遵守の徹底や情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携し、双方で指導を行う。

〔6〕 重大事態への対応

1. 重大事態とは

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認めるとき。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

(2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時。

- 年間の欠席が30日程度の以上の場合
- 上記の基準に関わらず、一定期間連続して欠席している場合

(3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時

2. 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態が発生した旨を、学校の設置者とともに北海道総務部法人局学事課（環境生活部くらす安全局）へ報告する。

(2) 学校の設置者の指導・支援のもと、以下の対応に当たる。

①重大事態対策委員会を設置する

〈構成員〉 校長、教頭、生活指導部長、教務部長、総務部長、特活部長
進路指導部長、養護教諭、各学年主任、サポート推進室担当者

②事実関係を明確にするために調査を実施する

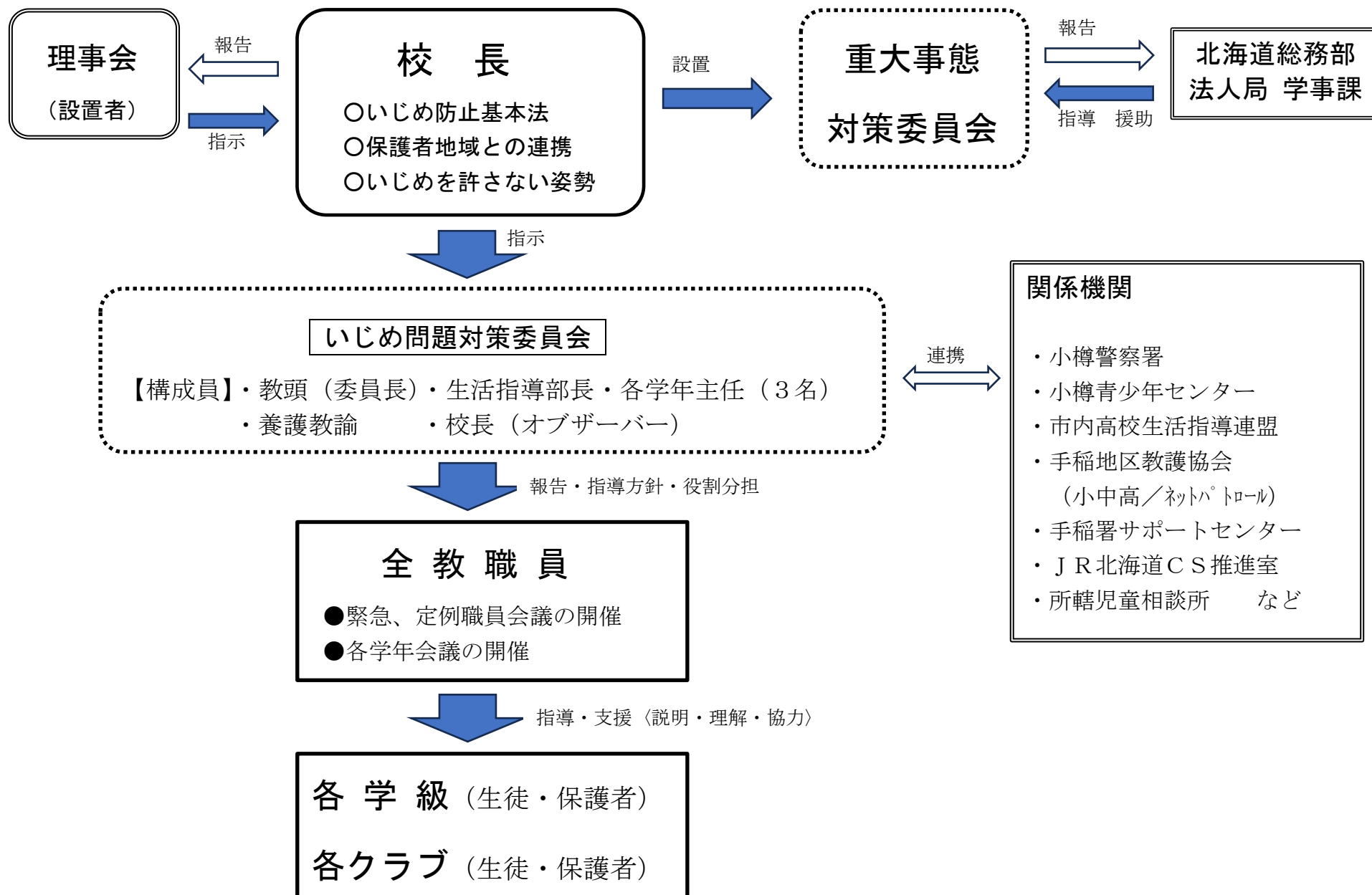
③いじめを受けた生徒、及びその保護者に対して情報を適切に提供する

④調査結果を、学校の設置者及び北海道総務部法人局学事課に報告する

⑤調査結果を踏まえた必要な措置を行う

※附則 2014（平成26）年4月1日 作成
2014（令和 7）年7月3日 改正

いじめ防止のための組織・体制



別紙 2

いじめ防止・早期発見のための年間計画

期	月	1 年 生	2 年 生	3 年 生	全 学 年
前 期	4 月	教育説明会（新入生保護者に対する高校生活に関わる諸注意）			入学式（すべての明峰関係者による入学歓迎の場）
			始業式・HR（新年度開始に向けての校長講話や生活指導部等からの指導やメッセージ、新年度の学級びらき）		新入生歓迎会〈生徒会〉（新入生に対する先輩からの歓迎と高校生活へのアドバイスなど。「いじめは許さない」伝統の継承。）
		新入生ガイダンス（学校生活の規律を学ぶ。学級びらき）		進路適性テスト	二者面談（生徒の状況把握）
					登校時巡回指導（生徒の状況把握と指導）
	5 月	社会体験学習の開始		朝学習の開始	生徒総会・壮行会（自分達の生活を自分達で検討する）
		PTA総会、学年・学級懇談会（取り組みの周知、協力依頼、保護者からの情報収集）			PTA役員会・運営委員会①（学校と家庭での情報交換）
		PTA総授業・遅刻に関する取り組み（それぞれの学年の状況に対応した独自の取り組みで進める）			「配慮が必要な生徒」調査と資料作成、配布・解説
					花壇づくり（5者／生徒・教師・保護者・同窓生・卒業生父母）
	6 月	夏季体育大会（野外での競技を通した学年・クラスの協調性と団結力の育成と、学年を超えた交流）			PTA役員会・運営委員会②（学校と家庭での情報交換）
		特別時間割		研修旅行（野外での学年交流）	卒業生父母と教師の会総会（学校の応援団として協力）
			進路適性テスト		保護者懇談会〈手稲〉（学校生活の報告と家庭での状況把握）
			定期試験（1）		
	7 月			求人票の解禁	教職員健康診断
		学校祭準備・学校祭（役割分担を通じて責任感と自己肯定感を育てる。仲間と共同する喜び、友人関係をつくる力を育てる）・5者による学校祭宣伝活動（生徒・教職員・保護者・同窓生・卒業生父母による学校祭の宣伝活動）			
		終業集会・HR（7月までの生活に関する校長講話と各担当分野からのメッセージ）			欠課時数等の連絡（各家庭への生徒の状況報告）
		夏季休暇（これまでの学校生活を振り返り、後期へ向けた学校生活の姿勢を再認識する）			補習・補充（学習が不得意な生徒への補習授業・欠席が多い生徒への補充授業の実施）
	8 月				校内研究会（生活指導実践・発達障がい生徒の指導・いじめに関わる対応などの実践分析、検討。外部講師による学習）
		始業集会・HR（夏季休暇以降の生活に向けての校長講話や各担当分野からの指導やメッセージ）			
	9 月	宿泊研修（校外での集団活動体験による学年・クラスの仲間づくり）	特別時間割		PTA役員会・運営委員会③（学校と家庭での情報交換）
		「性と生」講演会（「命」と「どう生きるか」について学ぶ）			
		定期試験（2）		定期試験（2）・就職試験解禁	
		前期終業式・HR（前期までの生活に関する校長講話と各担当分野からのメッセージ）・前期休暇			保護者懇談会（学校生活の報告と家庭での状況把握）

期	月	1 年 生	2 年 生	3 年 生	全 学 年
後 期	10 月	後期始業式・HR（後期からの学校生活に向けての校長講話や各担当分野からの指導やメッセージ）		後期始業式・HR（ 〃 ） 専門学校受験開始	
		強歩遠足（全校生が長距離を歩きながら、体力の限界に挑戦し、交流を深める）			PTAによるサポート体制（うどんづくり、巡視、開門など）
	11 月		修学旅行（集団の役割分担を通じた 協調性と責任感の育成。平和教育）	大学・単大受験開始	生徒会役員改選（立ち会い演説会、自分達のリーダーを選ぶ）
					PTA役員会（学校と家庭での情報交換）
		定期試験（3）			公開研究授業の実施（集团的に授業づくりを検討する）
	12 月	冬季体育大会（競技を通した学年・クラスの協調性と団結力の育成と、学年を超えた交流）			
		終業集会・HR（12月までの生活に関する校長講話と各担当分野からのメッセージ）			補習・補充（学習が不得意な生徒への補習授業・欠席が多い生徒への補充授業の実施）
		冬季休暇（これまでの学校生活を振り返り、進級へ向けた学校生活の姿勢を再認識する）			
	1 月				校内研究会（生活指導実践・発達障がい生徒の指導・いじめに関わる対応などの実践分析、検討。外部講師による学習）
		始業集会・HR（冬季休暇以降の生活に向けての校長講話や各担当分野からの指導やメッセージ）			
			定期試験（4）	PTA役員会・運営委員会④（学校と家庭での情報交換）	
	2 月	スキー学習			いじめ・体罰に関するアンケートの実施
		予餞会準備・予餞会			
		卒業式練習			学校運営、各分掌・各学年会「総括会議」
	3 月				卒業式（すべての明峰関係者による卒業を祝う場）
		定期試験（4）			学校評価アンケートの実施
		後期終業式（今年度の学校生活を振り返った評価と課題を明らかにし、新年度へ向けた希望と要求などにかかわる校長講話。各担当分野からのメッセージ。新年度学級担任の発表）			保護者会（1年間の学校と家庭生活の状況交換）
					学校運営、各分掌・各学年会「方針会議」
定期的 な取り 組み	・毎週定期的に実施・・・各学年会（原則として水曜日）、各分掌（生活指導・総務・特活・教務・進路）				
	・休み時間、昼休み、放課後における校内巡回指導体制				

いじめのサインについて

1. いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で様々な場面の生徒の様子を観察し、小さなサインを見逃さないことが求められる。

場 面		考えられるサイン	確認
登校時	①	遅刻・欠席が増え、その理由を明確に言わない	
	②	教員と視線が合わず、うつむいている	
	③	体調不良を訴える	
朝のSHR	④	提出物を忘れたり、期限に遅れる	
	⑤	担任が教室に入出後、遅れて入室してくる	
授業中	⑥	保健室・トイレに行くようになる	
	⑦	教材などの忘れ物が目立つ	
	⑧	机まわりが散乱している	
	⑨	決められた座席と異なる席についている	
	⑩	教科書・ノートに汚れがある	
	⑪	突然個人名が出される	
休み時間等	⑫	弁当にいたづらをされる	
	⑬	昼食を教室の自分の席で食べない	
	⑭	用のない場所にいることが多い	
	⑮	ふざけ合っている表情がさえない	
	⑯	衣服が汚れていたりしている	
	⑰	一人で清掃している	
放課後	⑱	慌てて下校する または、用もないのに学校に残っている	
	⑲	持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらをされる	
	⑳	一人で部活動の準備、片付けをしている	

2. いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし状況を把握する。

場 面		考えられるサイン	確認
	①	教室等で仲間同士で集まり、ヒソヒソ話をしている	
	②	ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている	
	③	教員が近づくと、自然に分散したりする	
	④	自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる	

3. 教室でのサイン

教室内がいじめの場となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

場 面		考えられるサイン	確認
行動にて	①	嫌なあだ名が聞こえる	
	②	席替えなどで近くの席になることを嫌がる	
	③	何か起こると特定の生徒の名前が出る	
	④	筆記用具の貸し借りが多い	
物品にて	⑤	壁等にいたずら、落書きがある	
	⑥	机や椅子、教材等が乱雑になっている	

4. 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるように保護者に伝えておくことが大切である。

場 面		考えられるサイン	確認
学校生活	①	学校や友人のことを話さなくなる	
	②	友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる	
	③	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする	
	④	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする	
	⑤	受信したメール等をこそこそ見たり、電話におびえたりする	
	⑥	不審な電話やメール等があったりする	
	⑦	遊ぶ友達が急に変わる	
	⑧	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする	
本人の状況	⑨	理由のはっきりしない衣服の汚れがある	
	⑩	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある	
	⑪	登校時刻になると体調不良を訴える	
	⑫	食欲不振・不眠を訴える	
学習	⑬	学習時間が減る	
	⑭	成績が下がる	
持ち物の変化	⑮	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする	
	⑯	自転車がよくパンクする	
	⑰	家庭の物品、金銭がなくなる	
	⑱	大きな額の金額を欲しがる	